

# 浜松市地域生活支援拠点等 ガイドブック



# 1 目次

---

<b>1 地域生活支援拠点等とは</b>	<b>2</b>
（1） 地域生活支援拠点等整備の概要	2
（2） 地域生活支援拠点等整備の目的	2
（3） 地域生活支援拠点等に関する議論の経過	2
（4） 地域生活支援拠点等の整備手法	3
（5） 地域生活支援拠点等の機能	4
<b>2 浜松市における地域生活支援拠点等</b>	<b>5</b>
（1） 浜松市における地域生活支援拠点等の概要	5
（2） 浜松市における圏域の考え方	6
（3） 浜松市障がい者自立支援協議会と共同支援会議	7
（4） 浜松市における地域生活支援拠点等の機能	10
ア 相談機能	10
イ 緊急時の受け入れ・対応	12
ウ 体験の機会・場の提供	15
エ 専門的人材の確保・養成	21
オ 地域の体制づくり	27
<b>3 様式・記載例</b>	<b>30</b>
（1） 地域体制強化共同支援会議	30
（2） 浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業	34
（3） 浜松市障がい者緊急時対応事業	41

# 1 地域生活支援拠点等とは

---

## (1) 地域生活支援拠点等整備の概要

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

## (2) 地域生活支援拠点等整備の目的

地域生活支援拠点等は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用  
⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備  
⇒障がい者等の地域での生活を支援する。

## (3) 地域生活支援拠点等に関する議論の経過

障がい者が身近な地域において暮らすことができる社会づくりを推進するために設置された「障害者の地域生活の推進に関する検討会」において、「障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えたニーズの高まりに対応するための議論の整理が平成25年10月になされ、地域における居住支援のための機能強化の進め方の方針が出されました。

- 市町村や障害福祉圏域ごとの整備の在り方を定め、都道府県の障害福祉計画に位置付け計画的に整備する。
- 地域レベルでの取り組みを基本とし、地域において、障がい者の重度化・高齢者や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能を整備していくかについて、協議会を活用して把握し、検討していく。

障害福祉計画に位置付け計画的に整備するため、障害福祉計画を策定するにあたり国から出される「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、次のような方針が示されました。

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

《求められる機能》

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

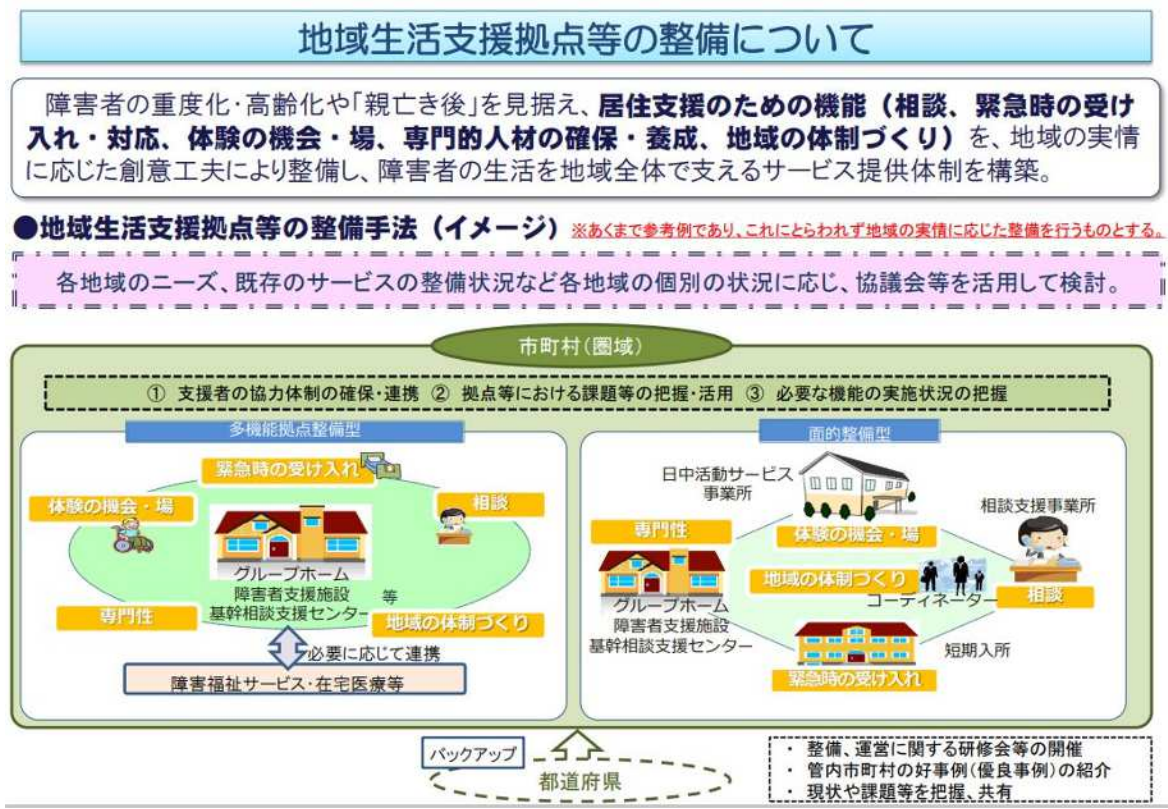
また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

#### （４）地域生活支援拠点等の整備手法

地域生活支援拠点等の整備の手法としては、次の２つがあります。

全ての機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」です。これらにとらわれず、地域の実情に応じて体制の整備を行います。

なお、その際、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討することが重要とされています。



## (5) 地域生活支援拠点等の機能

地域生活支援拠点等整備にあたり求められる機能の具体的な内容は次のとおりです。

### ① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

### ② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

### ③ 体験の機会・場

障害者施設や精神科病院からの地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

### ④ 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成、その他地域の実情に応じて、創意工夫を行う機能。

※ 医療的ケアが必要な障がい者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

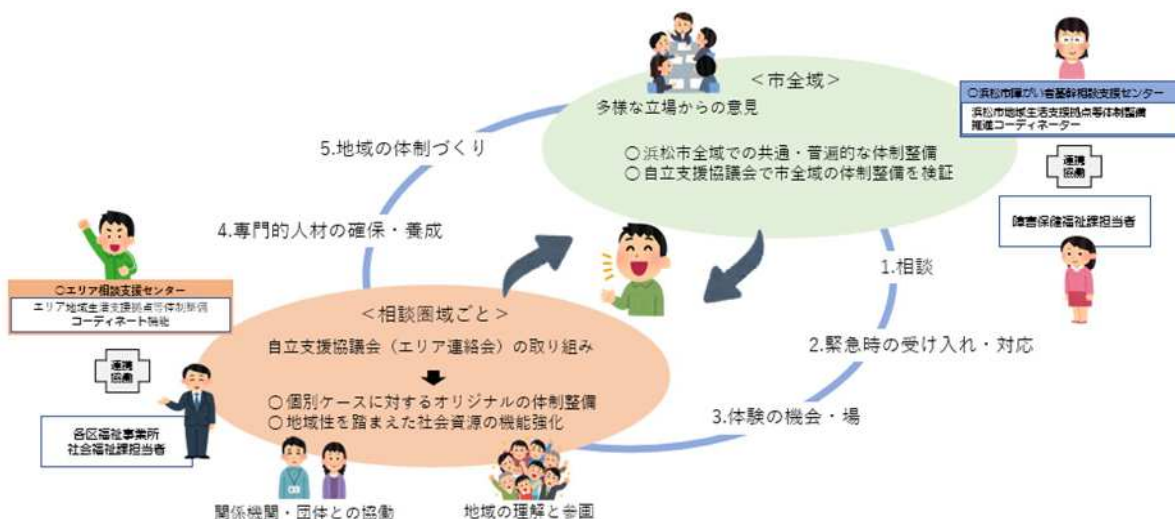
※ ④の機能に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

例「障がいの有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障がい者等の生活の維持を図る機能」等

## 2 浜松市における地域生活支援拠点等

### (1) 浜松市における地域生活支援拠点等の概要

- ・ 浜松市は面的整備の整備手法を用いて市全体のコーディネート地域生活支援拠点等整備事業として浜松市障がい者基幹相談支援センター（以下、基幹相談支援センター）へ委託し取り組みを実施してきました。
- ・ しかし、市全域では圏域が広く令和4年度に開催された地域生活支援拠点等検証委員会において、市全域で行われている地域生活支援拠点等の整備を住み慣れた地域の範囲として相談圏域（7圏域）でのニーズ調査や機能強化を図ってはどうかという意見が挙がりました。
- ・ この意見を受け、地域生活支援拠点等における体制整備・仕組みづくりについて、浜松市全域での共通・普遍化した体制整備（マクロ）と日常生活圏域を中心に置いた相談圏域（7圏域）での体制整備（メゾ）を並行して進めていくこととなりました。
- ・ マクロでは浜松市全域を体制整備の圏域と捉え、ニーズに対して課題解決を図ることを充足するための普遍的な事業化・仕組みづくりによる体制整備をしていきます。メゾでは相談支援エリア圏域を面的整備のエリアと捉え、個別化されたニーズに柔軟に対応できるような、身近な地域でのネットワークづくりを主軸にするエリア連絡会を活用した体制整備・仕組みづくりをしていきます。



## (2) 浜松市における圏域の考え方

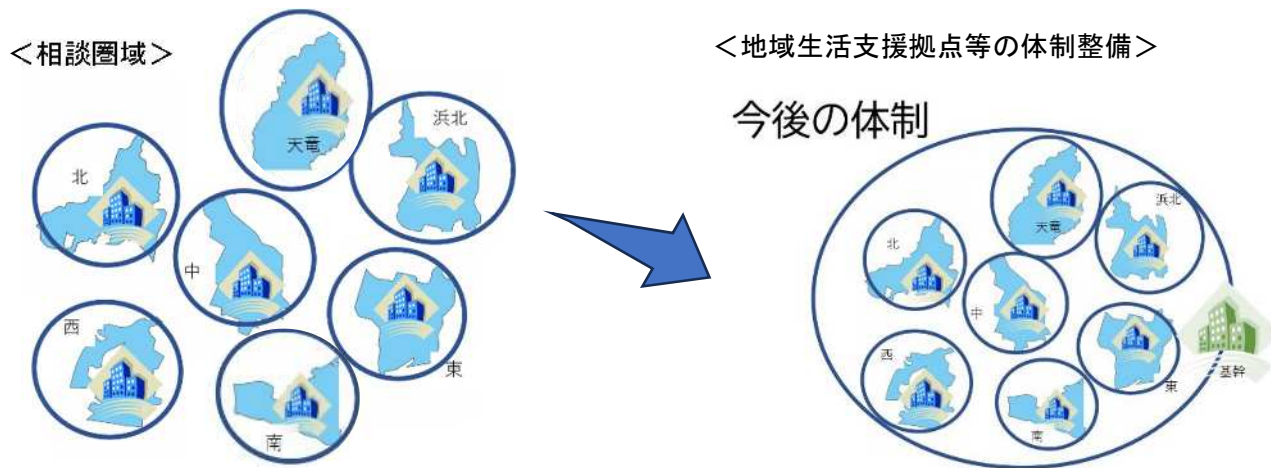
- 第5次浜松市地域福祉計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、各圏域での役割を明確にしながら、相互に機能強化を図ることにより、地域福祉を推進するとしています。

<地域福祉計画における4層の圏域>



圏域	圏域の役割
近隣(自治会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常的な地域活動の範囲</li> <li>・ 地域における見守りや援助活動があり、一部の役員だけでなく、多くの個人・団体が主体的に参加(自治会、民生委員・児童委員、子ども会等)</li> <li>・ 対象を限定しないサロン(居場所)や見守りネットワーク活動、軽微な生活支援</li> </ul>
概ね中学校区(地区社会福祉協議会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区社会福祉協議会を中心とした住民主体の地域福祉活動の拠点となる範囲</li> <li>・ 住民(地区社会福祉協議会等)によるなんでも相談窓口、近隣で発見した気になる人の困りごとが持ち込まれ、必要に応じて支援機関へつなぐ</li> </ul>
生活支援体制づくり協議体がある圏域(地域包括支援センターの担当圏域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 包括的な支援体制を整備する範囲</li> <li>・ 福祉、介護、医療、教育、市民協働、交通、住宅、防災等の関係部局と住民組織、テーマに応じた活動団体(NPO等)が、地域の生活・福祉課題を定期的に協議</li> </ul>
区・市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政代表者と住民代表者による総合調整、施策化、計画立案を実施する範囲</li> </ul>

- ・ 障がい者支援における相談圏域については、身近に相談ができる圏域及び支援体制として令和6年度より7つの浜松市障がい者相談支援センター（以下、委託センター）に再編し、平成30年度から開設した基幹相談支援センターと併せて新体制での相談支援事業を実施しています。
- ・ 第4次浜松市障がい者計画の重点施策である「相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実」にある「多様化・複雑化するニーズに対して、身近な地域で柔軟に対応できるように、重層的な相談支援体制の推進を図るとともに、包括的な支援の輪の拡大を目指します。」という基本方針のもと、身近に相談ができる圏域及び支援体制の見直しが図られました。
- ・ このように、浜松市における相談圏域は7つの委託センター（中・東・西・南・北・浜北・天竜）ごとに考えられています。地域生活支援拠点等の体制整備においても7つの相談圏域ごとに個別の支援体制を通じて地域の体制整備を進め、市全体で取り組むべきべき体制整備については普遍化した課題として取り扱っていきます。

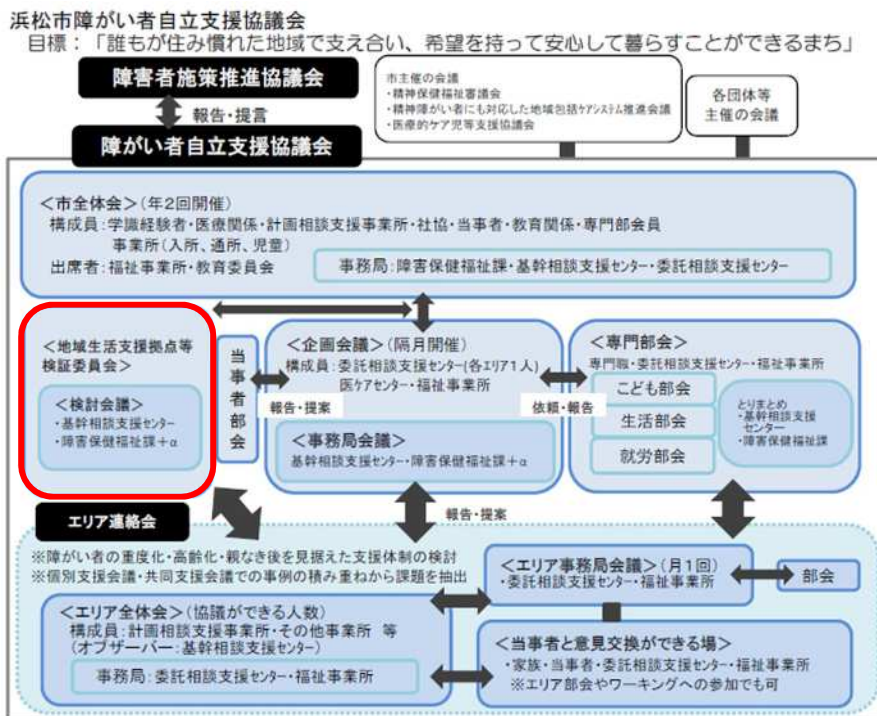


### （3）浜松市障がい者自立支援協議会と共同支援会議

- ・ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援体制の強化の取り組みや権利擁護・虐待防止のための支援等の業務を実施するとともに、親亡き後を見据え、障がい者及び障がい児が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域生活支援拠点整備を構築し、もって障がい者等やその保護者等への支援に寄与することを目的に、平成30年4月に基幹相談支援センターを開所しました。基幹相談支援センターは地域生活支援拠点等整備事業の委託を受け、地域生活支援拠点等のコーディネート機能の役割を担っています。
- ・ 浜松市障がい者自立支援協議会では、各エリア連絡会で検討されている地域の実情やニーズを把握し、各エリアでの課題抽出をすることにより浜松市全域の地域生活支援拠点等の整備の協議につなげています。



- 地域生活支援拠点等における検討の場として、浜松市障がい者自立支援協議会の中に地域生活支援拠点等検証委員会と同検討会議を位置づけ、自立支援協議会内で地域生活支援拠点等の実施状況の把握や機能の検証をできるようにしています。



- 浜松市障がい者自立支援協議会では、各エリアで開催されている個別支援会議や共同支援会議（共同支援に係る会議）での事例を積み重ねることで、その地域における課題を抽出します。
- 日頃の個別支援や、個別支援会議で明らかになった当事者の地域生活における課題について、個別支援を担当する計画相談支援（以下、計画相談等）の相談支援専門員と、当事者の生活圏域の委託センターが協働して、関係機関とその課題を検討する共同支援会議を開催します。その共同支援会議を通じて各エリア連絡会等で課題解決に向けた検討をしていきます。
- 共同支援会議等で課題解決に向けた検討等の内容については、各エリア連絡会の全体会や、浜松市障がい者自立支援協議会の企画会議や市全体会でも報告され、課題解決に向けた取り組みとして共有されます。



自立支援協議会は、地域課題の解決等に向けた協議の場ではありますが、個々の抱える課題の解決・望む生活の実現を目指した日々の「個別支援会議」や「共同支援会議」による検討の積み重ねが地域課題発見と解決へつながる検討の土台となるものといえます。

課題検討の出発点は、個別のケースが直面している「生活のしづらさ」であったり「望む生活との乖離」であったりすると思いますが、協議会の様々な会議体の中で検討を重ねる中で、「個別の課題に付属する課題」や「類似するケースの課題」も議論の中に登場し、議論の出発点となった「個」や「個が直面している生活課題」・「本当に困っている解決すべき課題」が見えなくなり、「誰の為の」「何の」検討なのかわからなくなり、結果的に課題解決の結論に行きつかなかったり、結論が出ても課題のスタートとなった個人に返せるものでなくなっているということが散見されてきました。

「困っている個人の抱える課題の解決を行うことが、地域課題の解決につながる。」という視点を共通項に、課題があれば、多くの関係機関で共同して解決・緩和にむけた検討を徹底して行う文化をエリア連絡会ごとに作ることが必要に思います。その文化づくりの出発点・きっかけとして仕組みづくりを行ったのが共同支援会議です。この仕組みは、相談機関に限ることなく、間口の広い仕組みとしてエリアごとの実情に応じて適切な仕組みに改変しながら設けることが必要であり、エリアの関係機関・当事者等、誰もが困ったら、連絡会に相談してみようと思える「わかりやすい体制づくり」と「実践」。「実践の発信」が非常に重要になると思われます。

#### (4) 浜松市における地域生活支援拠点等の機能

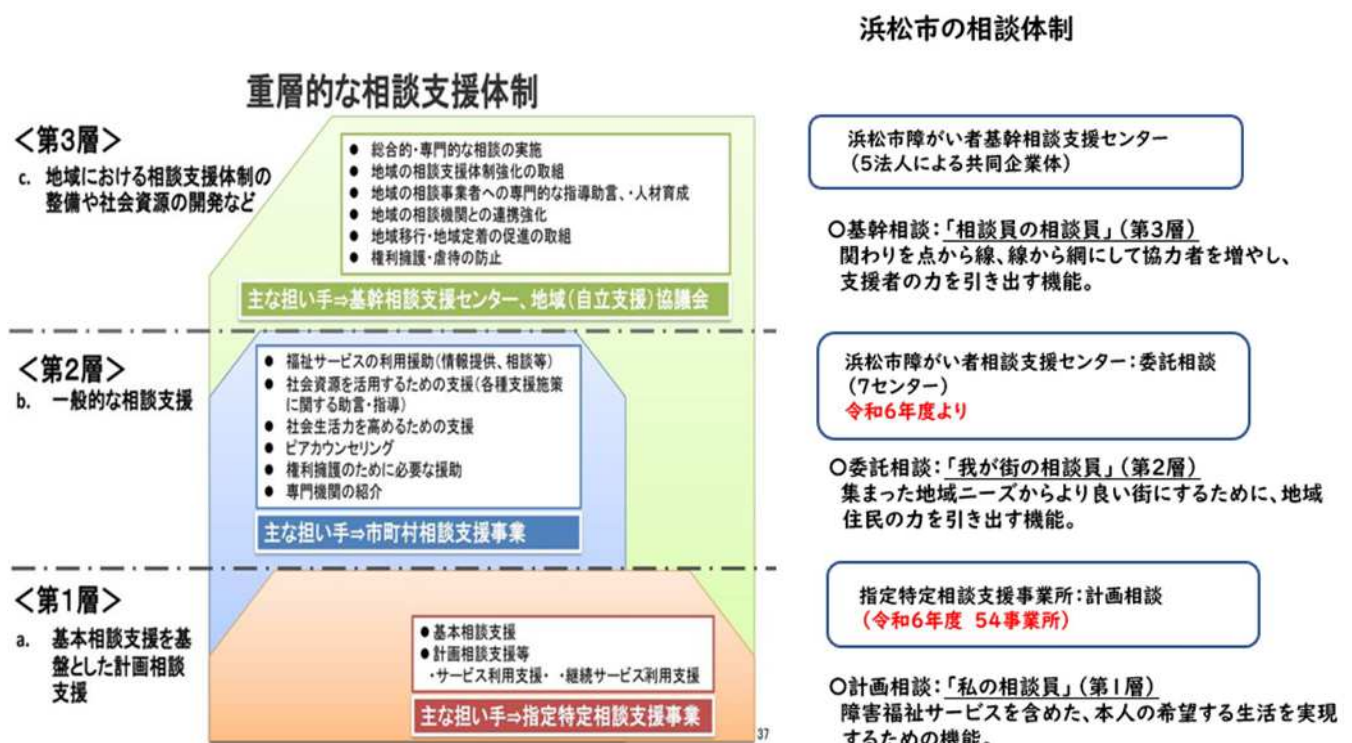
##### ア 相談機能

###### ○ 緊急時の相談支援体制

- ・ 浜松市においては地域生活支援拠点等における市全体のコーディネーターとして基幹相談支援センターが地域生活支援拠点等体制整備推進の役割を行政と連携しながら担っています。
- ・ また、リスクマネジメントの視点から、緊急の際に迅速な対応ができるよう、浜松市障がい者緊急時対応事業利用のための登録書を通じて、ハイリスク障がい児者を事前に把握・登録し、障がい特性に応じた必要なサービスのコーディネートを行い、原則登録制とした24時間・365日体制で緊急時に備えています。

○ 浜松市における相談支援事業の三層構造

- ・ 厚生労働省では相談支援の関係機関の機能分担について、相談支援事業の三層構造として次のように示しています。
- a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援（指定特定相談支援事業者が担うもの）
- b. 一般的な相談支援（市町村や委託相談支援事業者が担うもの）
- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など（自立支援協議会や基幹相談支援センターなどが主に担うもの）



- ・ 浜松市における相談支援体制は、上図における第3層として基幹相談支援センター、第2層として委託センター（障害者相談支援事業）、第1層として計画相談等（特定相談支援事業所）となっています。
- ・ 第4次浜松市障がい者計画では、重点施策として「相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実」があり、「多様化・複雑化するニーズに対して、身近な地域で柔軟に対応できるように、重層的な相談支援体制の推進を図るとともに、包括的な支援の輪の拡大を目指す。」という基本方針のもと、身近に相談ができる圏域及び支援体制の見直しを目的として、令和6年度より委託センター（障害者相談支援事業）を7センターに再編し、平成30年度から開設した基幹相談支援センターと併せて新体制での相談支援事業を実施しています。

《令和6年度再編 浜松市障がい者相談支援センター》

担当圏域	事業所名	場所	法人
中エリア	浜松市中障がい者相談支援センター	和合せいれいの里3号館	聖隷福祉事業団
			小羊学園
			E-JAN
東エリア	浜松市東障がい者相談支援センター	東行政センター内	至空会
			天竜厚生会
南エリア	浜松市南障がい者相談支援センター	南行政センター内	好生会
			復泉会
			菊水光明会
西エリア	浜松市西障がい者相談支援センター	西行政センター内	ひかりの園
			和光会
			昴会
北エリア	浜松市北障がい者相談支援センター	北行政センター内	小羊学園
			聖隷福祉事業団
浜北エリア	浜松市浜北障がい者相談支援センター	浜北保健センター内	天竜厚生会
			みどりの樹
			至空会
			浜松市社会福祉事業団
天竜エリア	浜松市天竜障がい者相談支援センター	天竜保健福祉センター内	天竜厚生会
			みどりの樹

イ 緊急時の受け入れ・対応

《緊急時対応事業》

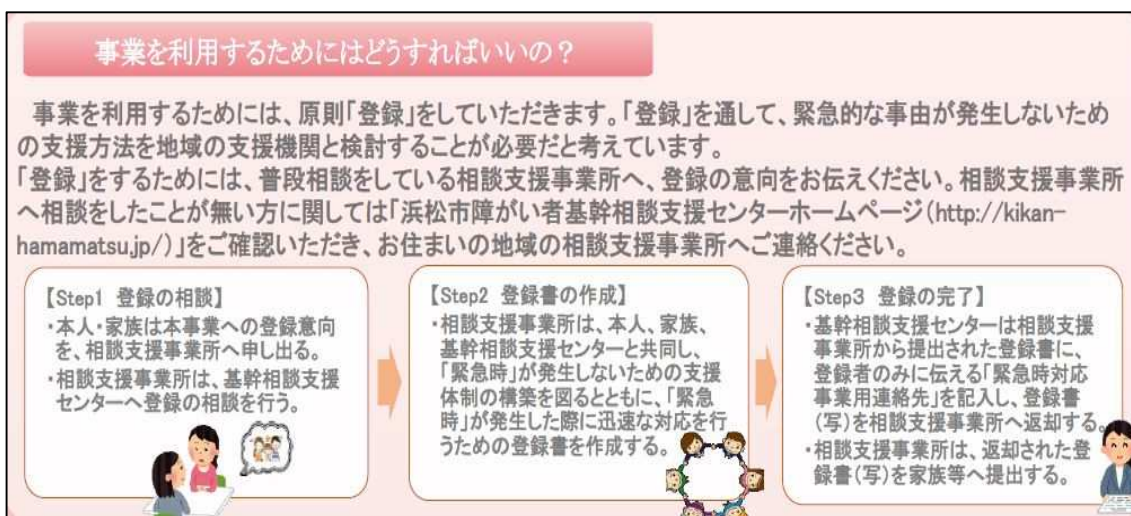
- ・ 地域で安心して生活を送るためには、緊急時に相談にのってくれるところ、受け入れてくれる場所が必要となります。現在、浜松市では短期入所の機能がある事業所の協力のもと緊急時対応事業の展開をしています。事業を必要としている当事者は居宅介護、通所事業所の利用をされている方も多く、様々な事業所間での協力が必要であり、関係者間で協力し合いながら支援する体制を作っていくことが求められています。

○ 緊急時の支援と対応（緊急時に備えた情報集約と共有）

- ① 各事業所の事業内容や特色、緊急時にできる支援可能な範囲等に関する情報の把握を行い緊急時に活用できるよう登録事業所のリスト化をする。
- ② 「浜松市障がい者緊急時対応事業ネットワーク会議」で事業所間の運用状況、緊急時対応における情報共有をする。
- ③ 計画相談等と緊急時に標準化された対応が関係機関で行われるよう、「登録書」の作成を行う。

（短期入所事業所、日中通所先、家族、居宅介護事業所等が連携）

○ 利用の流れ



○ 緊急時「登録書」

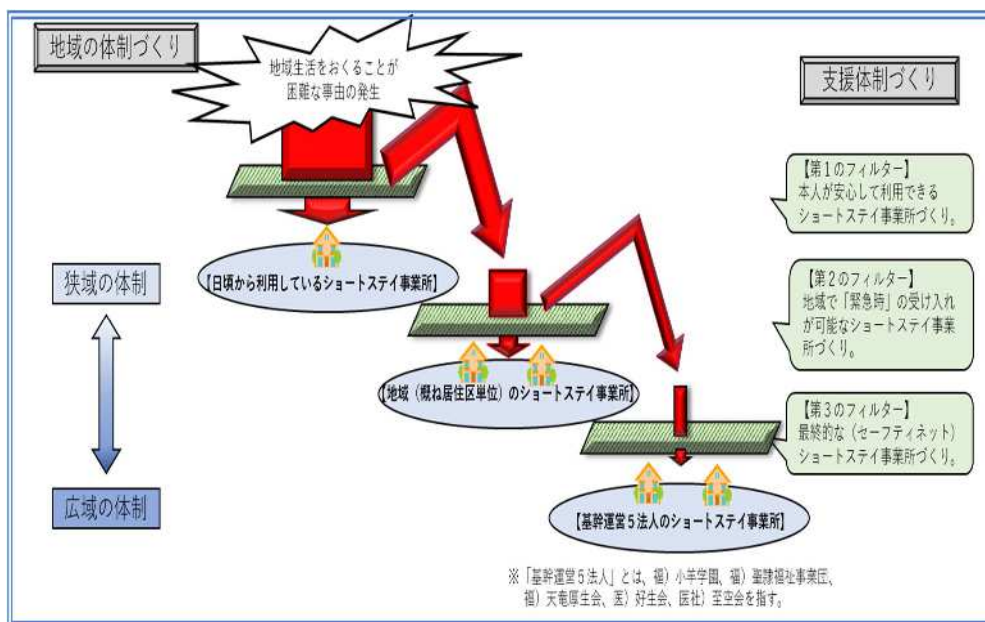
- ・ 巻末資料P38～39

○ 緊急対応が必要となった状況が発生した場合

- ① 在宅で生活が継続できるか確認、関係機関に連絡、調整する。  
（登録書に記載されている通りに連絡、調整）
- ② 在宅で生活の継続が困難な場合は、福祉サービスの利用をする。  
（登録書に記載されている短期入所事業所に連絡、受け入れ調整）

## ○ 短期入所事業所依頼の優先順位

- ① 「第1のフィルター」：普段利用している事業所に緊急時であっても利用できる事業所。
- ② 「第2のフィルター」：住んでいる近くの事業所で緊急時の利用ができる事業所。
- ③ 「第3のフィルター」：最終的な行き先の確保がされる事業所。  
(緊急時であっても普段と変わらない生活を送れるよう関係機関で連携)



## ○ 緊急時対応事業利用後の対応

- ・ 緊急時対応事業利用は概ね7日間、最大14日間となっています。必要に応じ、関係機関で集まり支援会議の開催、サービス等利用計画書の見直し、修正、導入を行い再び安心して生活が送れるように支援します。

コラム「当事者（家族）として浜松市障がい者緊急時対応事業について

感じること・今後期待すること」

浜松市浜松手をつなぐ育成会

障がいのある方のキーパーソンに、もしものことが、既に育成会の会員でも起きています。環境の変化に敏感な人にはできる限り普通の生活と同じリズムで過ごして欲しい。いつもそばにいて、言葉で伝えなくとも何となく意思の疎通ができる家族と離れ、自宅とは異なる短期入所施設で対応していただくことになっても、できる限り日中の通所施設には通えるよう強く望みます。なぜなら、親ほどではないが、家族以外で一番長く我が子と接しているのは日中の通所施設の職員だからです。少しでもホッとできる場の提供を望みます。もしもの時に備え、「緊急対応事業」が整備されていることには安心を覚えます。と同時に、地域の方々や福祉関係者など我が子により多くの理解者を増やしておかねばなりません。

そのためにも地域の方々ともつながり、短期入所ももっと気軽に利用できることを望みます。「親あるあいだ」に「親なきあと」の備えをしておきたいと思います。

浜松市障がい者支援における緊急的な対応として、取り組み始めてから5年が経過しました。聖隷厚生園讃栄寮も当初はまったく知らないご利用者に対しての緊急受け入れ先として対応する中で不安がありました。どのような方なのか？どのような状態なのかなど。しかし、もっと不安が強いのは、ご利用者本人だと思います。本当は今の生活を続けたい、なんで施設に入らないといけないのかなど。自身の状況が冷静な状態で判断できない方がほとんどです。そのような心境で知らない施設に行くことにどれだけ不安が強かった事か。取り組み継続していく中で顔知れた相談員と話し、何かあれば頼りになる事業所を事前に備えておく仕組みは、ご利用者にとっても不安解消につながる一つの要因になっていると思います。利用者目線で物事を考えるという、福祉の基本を実現する大きな取組みで、今は「緊急」対応が段階的に緩和されていると実感しております。

## ウ 体験の機会・場の提供

### 《浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業》

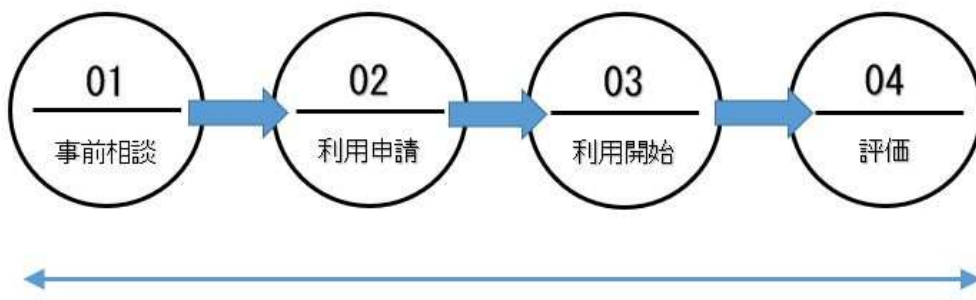
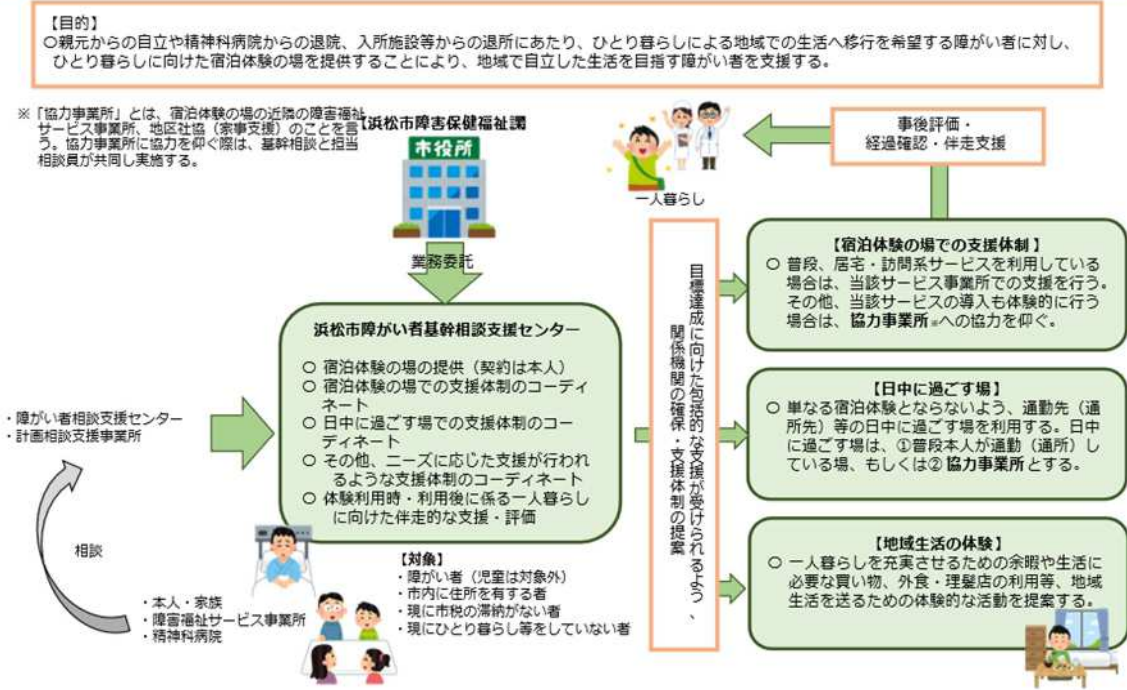
#### ○ 趣旨・目的

- ・ 国から示されている機能（1（3）参照）について、浜松市は、令和3年度より「浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業」（以下、体験事業）を開始しました。
- ・ 体験事業は、親元からの自立や精神科病院からの退院、入所施設等からの退所にあたり、ひとり暮らしによる地域生活を希望される障がい者に対し、ひとり暮らしに向けた宿泊体験を市内にあるウィークリーマンションなどの場を活用することで、地域で自立した生活を目指す障がい者を支援します。



○ 概要

《概要》浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業



相談から評価までおおよそ3ヶ月

○ 利用の流れ

① 事前相談

- ・ 本人または家族、精神科病院等より事業の利用希望が相談員（委託センター・計画相談）へ入り、相談員より基幹相談支援センターへ相談、「意向確認書」に必要事項を記載し、本人の基本情報等と共に基幹相談へ提出する。
- ・ 本人または家族は、「利用申請書」と「市税納付確認同意書」に必要事項を記入し、基幹相談へ提出する。

- ・ 以下について事前に確認が必要
  - ・ 主治医がいる場合、体験の利用について主治医の了解
  - ・ 在学中の場合、学校へ体験利用の相談
  - ・ 保護者の了解
- ② 利用申請
  - ・ 基幹相談支援センターは、提出があった「意向確認書」「利用申請書」「市税納付確認同意書」の内容を確認し、障害保健福祉課へ提出する。
  - ・ 障害保健福祉課は、受理した上記書類をもとに必要な調査及び審査を行い、その可否を書面で通知する。
  - ・ 利用決定を受けた体験者（本人）・申請者（計画相談・委託センター）・基幹相談支援センターで面談を行う。その後、宿泊体験の場及び地区の検討を行う。
  - ・ 具体的な宿泊体験の場、宿泊体験中の支援体制の検討を行った後、体験者・申請者・関係機関・基幹相談支援センターで体験利用中の支援体制等について関係者会議を開催する。その際に、体験期間中の目標（目的）設定を実施する。
- ③ 利用開始
  - ・ 体験期間中は、日中に通所（通勤）することを基本とする。
  - ・ 通所先は①普段利用している事業所、もしくは②①が無い場合等は体験利用物件近隣の協力事業所となる。
  - ・ 利用期間は1回あたり8日以内。マンスリーマンション等での体験利用の場合、契約者は体験者本人。
  - ・ 必要に応じ、基幹相談支援センター、計画相談等の相談支援専門員、委託センター相談員、精神科病院相談員等が訪問支援を実施し、見守り等を行う。
- ④ 評価
  - ・ 宿泊体験終了後、体験者は自己評価「参考様式第2号」を実施し、基幹相談支援センターにその結果を報告する。
  - ・ 宿泊体験終了後、振り返りの場として、体験者・申請者・関係機関・基幹相談支援センターと支援会議を開催する。
  - ・ 申請者は宿泊体験終了後6か月後、1年後にもひとり暮らしに向けての評価（経過報告）を行う。

浜松市障がい者基幹相談支援センター  
相談員（平成30年度～令和3年度） 永田 貴裕

当該事業は、事業自体の効果を求める一方で、既に制度化されているそれとは違う浜松市独自の仕組みとするため、障害福祉サービス事業所、不動産会社、地区民生委員児童委員協議会など多くの方たちの協力を得ることで成立しています。

今後、さらに多くの人々が利用しやすく効果的な仕組みへと展開されることと思いますが、“当初得られた協力者を置き去りにしないこと”が、巡って地域で生活する障がい児者の支えになると考えます。

○ 体験事業 利用例



## コラム「当事者として実際に体験し感じた浜松市障がい者ひとり暮らし体験」

ひとり暮らし体験事業 利用者

私は、一人暮らしをしたいと思っていましたが、一人暮らしをするにあたって気持ち的に不安にならないか、料理などの家事も出来るのかと、不安がありました。それで、一人暮らしを始める前にひとり暮らし体験をしてみたいと思いました。実際にひとり暮らし体験をしてみると、気持ち的に不安になるどころか、実家にいるより心がとても軽くなるのを感じて、料理は相談支援員さんと一緒に作り、その後一人でも作ることが出来、案外出来そうだと思えました。不安というところかというと、金銭管理が途中これでいいのかと不安になりましたが通所している施設の職員さんに相談したところ、食費は一人なら一日千円くらいかなと聞いて安心しました。ひとり暮らし体験を通して、一人暮らしに対する不安を解消できたことと、一人暮らしのほうが心が軽くなったことを感じられて、より一人暮らしをしたいと思うきっかけになりました。

## コラム「計画相談の立場で感じた浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業」

特定相談支援事業所泊るた  
相談支援専門員 山下 真緒

今回初めて事業を活用させていただきました。ご本人は一人暮らしをしたい気持ちが以前からあったのですが、なかなか最初の一步を踏み出せずにいました。ご本人の中にも一人暮らしをすることへの諦めの気持ちもあったのではと思います。ご本人に事業の提案をしたときに、俯いていた顔がぱっと上を向いて、これからの未来に希望を見いだせたような表情をされたことは忘れられません。事業の利用をきっかけに気持ちが前を向き続けられ、およそ半年後には念願の一人暮らしに繋がりました。ご本人の力はもちろんですが、その力を引き出すことができたのはこの事業のおかげだと大変ありがたく思っています。

支援者としても事業の利用をする前に体験中に考えられる課題や対策をご本人、関係者と一緒に丁寧に考えられたことが良かったです。体験後の実際の一人暮らしの場でもそれを活かし、ご本人の「自分らしい生活」を送るための指標となっています。

コラム「当事者（家族）として浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業  
について感じる事・今後期待すること」

浜松市浜松手をつなぐ育成会

障がいのある人がひとり暮らしをするためにはより多くの支援が必要です。「体験」も全く知らない地域や建物で行うこと自体、不安であり、ワクワクよりもストレスを感じてしまうのではないのでしょうか。できるだけ住み慣れた地域や自宅で「ひとり暮らし体験」の場が設けられたなら、利用者やその家族の心の負担は減るのではないかと思います。不安の大きい人には、自宅や近隣の公営住宅の空き部屋などから始め、段階的にウィークリーマンションなど体験の場がステップアップしても良いかと思います。また、見守り程度の支援者やヘルパーの養成も必要になってきます。住み慣れた地域の方々（地区社協家事支援部会等）と関わりを持てるような体験も、本人や家族の安心、さらには地域づくりにつながっていくと思います。

「誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らせることができるまち」になるよう希望します。

《浜松市障がい者基幹相談支援センター公式LINEによる

相談支援専門員向け共同生活援助事業空床情報等の情報発信》

○ 趣旨・目的

国から示されている機能（1（3）参照）について、浜松市は、浜松市障がい者基幹相談支援センターが管理している公式LINEより、共同生活援助事業の空床情報等を相談支援専門員向けに情報発信する取り組みを開始しました。

○ 概要

共同生活援助事業を実施する事業者には、空床情報等の発信について基幹相談職員より行い、事業者からの情報（空床・対象となる障害像・性別・利用方法など）を、基幹相談公式LINEにて相談支援専門員向けに発信します。その情報をもとに、事業者と共同生活援助の利用を検討している障害者とが円滑にサービス利用につながる仕組みとします。

浜松市西・南障がい者相談支援センター  
令和5年度 センター長 後藤 翔一郎

本事業のLINEが開始された当初から利用しています。各エリアの相談支援センター、相談支援事業所（計画相談）などは、その都度事業所にお問い合わせをさせて頂き情報収集をしています。日々の積み重ねから、主たる支援エリアの情報はある程度持っていると思われませんが、それ以外のエリアの社会資源の情報はなかなか得られません。そのような状況の中、本事業のLINEは市内全域の情報を発信してくれるのでとてもありがたいです。相談者の方への情報提供を速やかに行うことができ、また、相談員の業務の効率化にもつながっています。

今後のこうなったらいいなという希望としては、事業所ホームページやパンフレットのリンク先がもっと増えれば嬉しいです。事業所の活動の様子や特徴がわかることで、相談者の方により具体的なイメージや情報をお伝えできると思います。

市域も広く管理は大変だと思いますが、本事業のLINE自体が重要な社会資源となっています。

## エ 専門的人材の確保・養成

### 《移動支援従事者養成研修》

#### ○ 目的

障がい者の社会生活上不可欠な外出のための支援の担い手を養成し、障がい者の福祉の増進を図るために（市内の介護人材の確保）浜松市移動支援事業従事者の養成研修を行います。

#### ○ 実施主体

事業の実施主体は浜松市とし、基幹相談支援センターにて実施します。

#### ○ 受講対象

浜松市内に居住する方、または、浜松市内に勤務する方（居宅介護従事者等）、市長が必要と認めた方を対象に開催します。

#### ○ 内容

移動支援における基礎知識を講義にて学び、その学びを実際の支援現場において体験（実習）する研修体系となっています。

## 【研修内容】

講 義	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者福祉の制度とサービス</li><li>・ 知的障害者への理解</li><li>・ 介護体験</li><li>・ サービス利用者の理解</li><li>・ 移動支援の基礎知識</li></ul>
実 習	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 移動支援従事者養成研修実習協力事業所にて行う</li><li>・ 実習は5時間以上</li></ul>

※全カリキュラムを修了した受講者には市長より修了証明書が発行されます。

### コラム「浜松市移動支援従事者養成研修実習協力事業所としての意義」

NPO 法人地域生活応援団あくしす

長谷川 行信

障がいのある方は、移動の困難さゆえに外出を控える方は少なくありません。そのため、社会生活をする上で必要な活動が制限されてしまうことがあります。

移動支援は、一人ひとりが地域で自立した生活を送るために、移動が困難な人に対してガイドヘルパーがサポートする生活支援サービスの一つになります。また、一人では経験できないことや新しいことにチャレンジする機会をつくり、実現していくことも目的の一つです。具体的には、映画鑑賞などの余暇活動、地域行事やイベントなどの社会参加、散髪・役所の手続き・冠婚葬祭・電車やバスの練習など社会生活を送る上で必要な外出を支えます。

この研修では、特に知的障害や自閉症の障がい特性の理解や外出支援を行う上で必要な知識を学びます。そして、実習にて支援のイメージが持てる充実した内容になっています。

人を支えるには、様々な知識や社会経験がとても役に立ちます。福祉に縁がなかった人達にも、この研修を受講できる機会が増えることを望んでいます。

私は令和4年度、移動支援従事者養成研修を受講しました。講義や実習を受ける前では、私の中での障がいを持った方の過ごし方のイメージが沸くのは施設のイメージが主でした。複数名のスタッフが見守って、環境が整備されていて、安全が担保されている、その中で過ごされているといった認識でした。

移動支援の研修を受けてみて、私の勝手なイメージとは違う、障がいを持った方の日常が見えてきました。考えてみれば当然なのですが、休日には同じ浜松市内で過ごされているのです。一見安全ではないように見えても、少しのフォローがあれば問題がなかったり、そもそもフォローがいないこともあったり。また、普段見えてこなかった街の過ごしやすさ、人の温かさにも気づくことができました。

## 《強度行動障害支援における人材育成と体制づくり》

### ○ 背景

強度行動障害支援者養成研修については基礎研修が平成26年より、実践研修が平成27年より県において実施されるようになり、加えて平成30年からは強度行動障害児（者）への支援に関わる加算が制度化されるなど強度行動障害者への支援の必要性と強化が求められるようになりました。

### ○ 課題

浜松市においても強度行動障害支援者養成研修受講者が増加しており、支援者養成が進められています。しかし、一方で相談支援事業所等からは在宅で生活をする強度行動障害者の受け入れを行う通所事業所や短期入所事業所の不足が課題として挙げられています。

### ○ 取り組み

#### ① 令和元年度フォローアップ研修から

- 平成30年度に基幹相談支援センターが設置され地域生活支援拠点等整備事業における専門的人材の養成に併せ地域の支援体制づくりの役割の中で、浜松地域の取り組みとして、令和元年1月に強度行動障害支援従事者フォローアップ研修が開催されました。
- 令和元年に開催した強度行動障害支援従事者フォローアップ研修に際し行った浜松市における強度行動者支援状況調査と同研修に際して行ったアンケートより、受け入れを行う事業所及び支援者へのバックアップやフォローアップの体制づくりの必要性と、同事業所の抱える様々な課題を共有する場の設置や支援ネットワークの構築等が求められました。

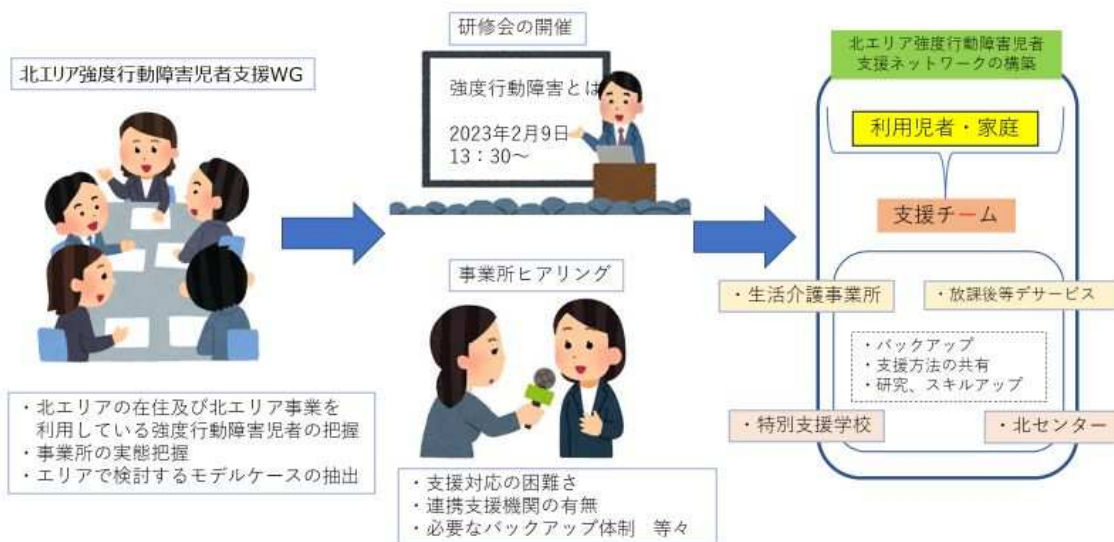


- 具体的な提案として、専門的な知識や技術が求められることで受け入れを行う事業所が少ないことや偏在が課題となっており、支援ネットワークの構築に加え専門家の派遣やチーム支援の体制づくりが求められました。

② 北エリア強度行動障害児者支援の取り組みから

- 令和3年9月には北エリア連絡会において強度行動障害を有するケースについて、地域体制強化共同支援における共同支援会議が開催されました。内容としては、粗暴行為や飛び出し行為が激しく家庭での生活が困難な状況にあり、入所施設においても受け入れ困難とされたケースに対して、複数の短期入所と生活介護を利用しながらの不安定な支援を行わざるを得ない地域支援の状況について検討が行われました。
- 共同支援会議からの提案として北エリア連絡会に対し、地域における強度行動障害者の生活やサービス利用の現状把握と当該ケースや家族が安心して生活ができるように、強度行動障害者に対する支援体制について検討の場を設けることが求められました。
- 上記背景を受け基幹相談支援センターと北センターにおいて協議を行い、令和3年の北エリア第3回全体会（子ども部会含む）において北エリア連絡会強度行動障害児者支援ワーキングが設置され取り組みが開始されました。

強度行動障害児者北エリアにおける支援ネットワークの構築とチーム支援の取り組み



③ 今後の取り組み（北エリアの取り組みを浜松市の取り組みへ）

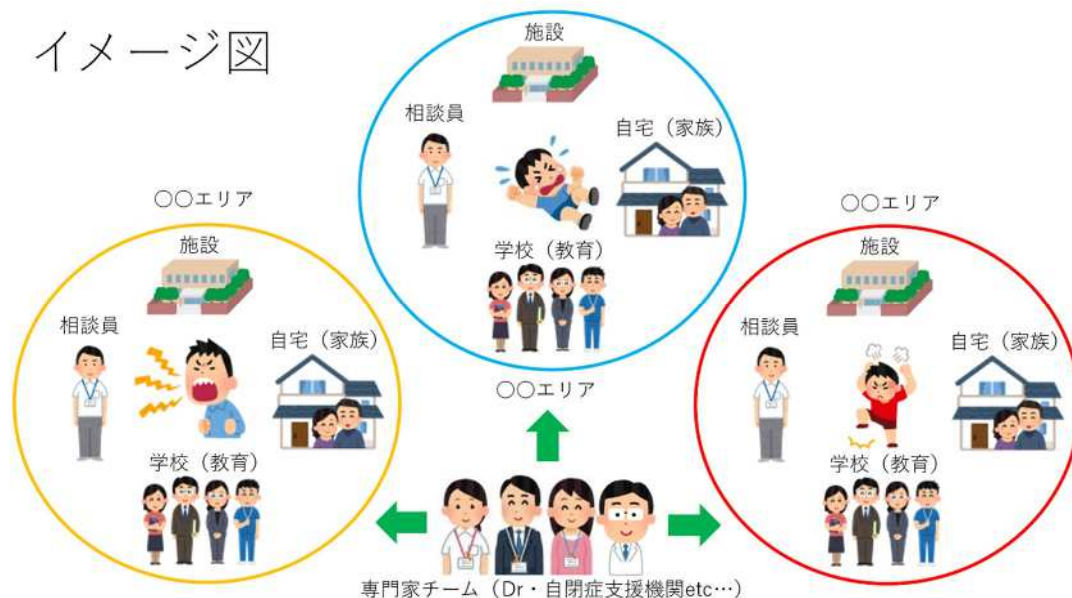
- 支援者間のネットワークづくり

北エリア連絡会の取り組みを基に、その他のエリアでも必要性を認識し、「エリアの体制整備」（地域生活支援拠点等の視点から）の中で、強度行動障害児者支援における各エリアごとのネットワーク構築に向けた実践へつなげていきます。

- ・専門的人材の養成（市による研修会の開催）

県における強度行動障害支援従事者研修のフォローアップの要素や、北エリアでのチーム支援（令和5年度モデル実施）の実践報告を通し、市全域としての必要性を認識しつつ、「専門家チームによるバックアップ体制づくり」（仕組み化）をテーマに、市としてエリアをフォローする体制づくりにつなげていきます。

## イメージ図



### 《浜松市医療的ケア児等支援者養成研修》

#### ○ 研修開催背景

- ・医療的ケアが必要な児童は増加しており、専門的な知識や技術のある支援者機関の確保が必要になっています。
- ・地域において医療的ケア児等の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児等とその家族の地域生活の向上を図るために医療的ケア児等の支援ができる人材を育成していく必要性があります。

#### ○ 浜松市医療的ケア支援従事者研修の開催

- ・令和元年度より浜松市の主催により毎年開催され、浜松市障がい者基幹相談支援センターが地域生活支援拠点等整備事業の専門的人材養成の一環として同研修への協力を行っています。
- ・令和3年度より医療的ケア児等コーディネーターが配置され研修企画の中心を医療的ケア児等コーディネーターが担っていました。令和6年度より浜松市医療的ケア児等相談支援センターが設置されました。
- ・浜松市において地域生活支援拠点等事業が開始された平成30年度当初は、障がい者自立支援協議会内に重心児・者及び医療的ケア専門部会（現 浜松市医療的ケア児等支援協議会 令和2年度設置）が設置され、同部会からの発案で同研修が開始されました。浜松市の研修（人材養成）の特徴として県主催の医療的ケア児等コーディネーター養成研修のフォローアップ研修の意味合いと医療的ケアを行う専門的人材の養成、医療、保健、福祉、教育におけ

る支援者の裾野を広げ、医療的ケア児等への支援の受け皿を増やすことを目的に同研修が開催されてきました。

## コラム「医療的ケア児等コーディネーター」

令和5年度 医療的ケア児等コーディネーター

阿部 祥美

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景にNICU等に長期入院した後、日常的に医療的ケアが必要な子どもたちのことです。医療的ケア児は全国的に増加傾向にあり、医療的ケア児等やご家族が地域で安心して暮らしていくための支援の充実を図るため、医療的ケア児等支援法が制定されました。

浜松市における医療的ケア児等への支援としては、医療的ケア児等コーディネーターを平成30年度より配置し、支援体制の整備を始めております。医療的ケア児者等とご家族が望む暮らしの実現に向けて、様々な立場の人や機関が、同等な立場で医療的ケア児者等とご家族の支援に携わることができるよう、繋げる・支える・広げる・調べる役割を担っています。

1人1人の支援の積み重ねから、利用できる制度や施設の不足等の課題やニーズが見えてきました。地域の関係機関と連携・協力し、医療的ケア児等とご家族が浜松の地で安心して暮らしていけるよう、地域の体制整備を継続して取り組みます。

### ○ 研修受講者所属等

- ・ 障がい者相談支援事業所相談員、訪問看護ステーション看護師、教育関係（教員、養護教諭、幼稚園教諭、学校看護師）、保健師、障がい者支援事業所支援員等となっています。令和5年度までの過去4年間の参加者総人数は747人となっています。

### ○ 主な研修内容

- ・ 医療的ケア児等とはという基本的な内容から、実際の医療的ケアの手技や器具の紹介や使い方、医療的ケア児等の支援を行っている医療、福祉、教育の関係機関の紹介、当事者や家族の話まで、幅広く医療的ケアに関わる内容を学ぶものとなっています。例年、3回シリーズで開催されています。

## オ 地域の体制づくり

### ○ 浜松市における体制づくりの現状

現在、浜松市においては市全体のコーディネーターとして基幹相談支援センターが地域生活支援拠点等体制整備推進の役割を行政と連携しながら担っています。浜松市全体の課題を見通し、ニーズの解決に向けて普遍化した体制整備を行い、緊急時対応事業とひとり暮らし体験支援事業、移動支援従事者養成研修が事業化されました。また、相談圏域を単位とした取り組みとして、既存のエリア連絡会を活用しながら、個別事例に合わせた体制整備の推進を通してエリアの体制整備の推進につなげてきました。

### ○ 地域生活支援拠点等における圏域の考え方

浜松市では令和4年度の地域生活支援拠点等検証委員会において、全市的に行われてきた地域生活支援拠点等の整備を住み慣れた地域の範囲としてエリア単位でのニーズ調査や機能強化を図ってはどうかという意見が挙げられました。この意見を受け、地域生活支援拠点等における体制整備・仕組みづくりについて、浜松市全域での共通・普遍化した体制整備（マクロ）と日常生活圏域を中心に置いた相談圏域（7圏域）での体制整備（メゾ）の二本立てで推進をしています。

### ○ コーディネート機能

地域生活支援拠点等についてエリア単位及び浜松市全域で推進していくにあたり、コーディネート機能についても市全域だけでなく、エリアごとにコーディネート機能が必要となります。市全体の地域生活支援拠点等体制整備コーディネーターとエリアごとの地域生活支援拠点体制整備コーディネート機能を明確にし、連携して拠点体制整備を進めていきます。

## コラム「地域生活支援拠点等の整備について」

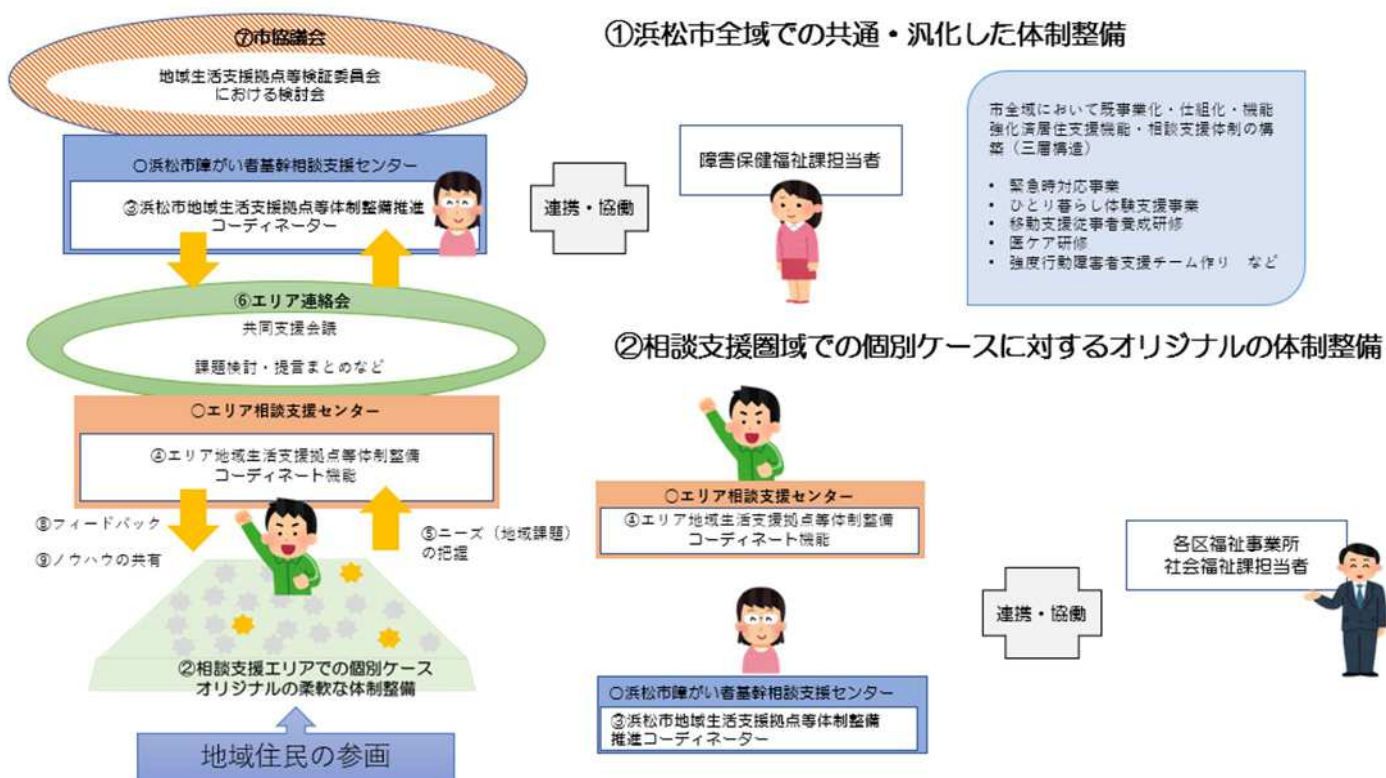
地域生活支援拠点等検証委員会  
委員 海野 洋一郎

浜松市は面積が大きい分、土地柄ごとの課題があり、大変多様です。加えて、障がい特性によって生じうる当事者の方々の生活の困難さも様々で内容も大きく異なります。この前提において、直面する課題を市全体として画一的に捉え、解決に向けた取り組みを行うことは、ときに困難であり期待できる効果も薄まりかねません。

そのうえで、エリア（≡圏域）という考え方は大変有効です。よく耳にする「住み慣れた地域」という言葉は、浜松市というよりもっと狭義の居住エリアを指していることが多いと思います。エリア単位では、より身近で同じ課題意識を持った人たちが参画し、より「自分事」として議論することで、新しいアイデアも発想しやすいと思いますし、効果的な取り組み内容が期待できると思います。

さらに、このエリア活動が自立支援協議会等を介して全市にフィードバックされ、必要に応じて市全体の普遍的な課題として取り扱いなおす、というスキームを目指すことがひとつの理想だと考えています。

<エリア単位の体制整備の機能と流れ>



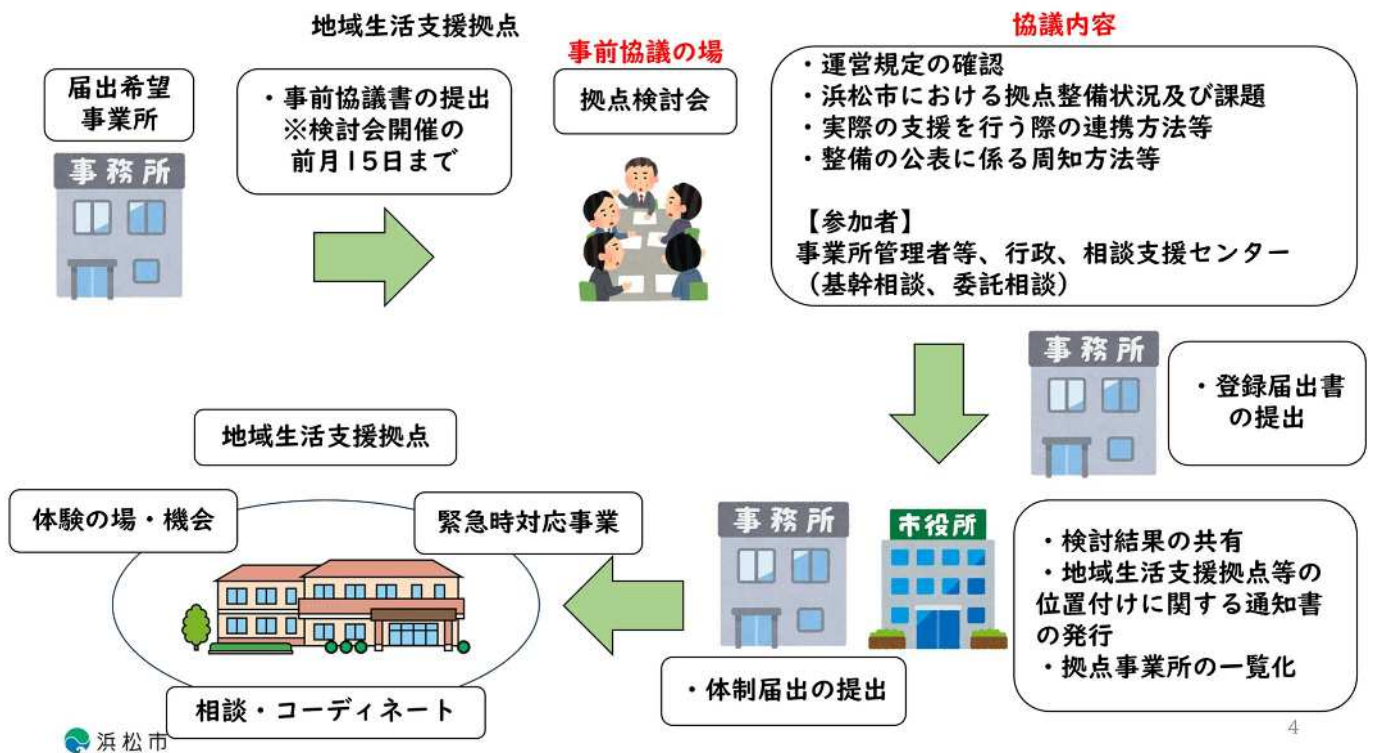
- ① 浜松市全域を体制整備の圏域と捉え、ニーズに対して課題解決を図るための普遍的な事業化・仕組みづくりによる体制整備。
- ② 相談圏域を面的整備のエリアと捉え、個別化されたニーズに柔軟に対応できるような、身近な地域でのネットワークづくりを主軸にした体制整備。
- ③ 浜松市地域生活支援拠点等体制整備推進コーディネーター。
- ④ エリア地域生活支援拠点等体制整備コーディネーター機能。
- ⑤ エリア地域生活支援拠点等体制整備コーディネーター機能を活用し、エリアごとに個別ケースから表面化したニーズ（地域課題）を把握する。
- ⑥ エリア連絡会にて共同支援会議を実施し、個別ケースに対するオリジナルの支援体制構築を推進する。また、ノウハウの共有及び蓄積に取り組み、必要に応じて課題検討・提言まとめなどを行う。
- ⑦ 全市としての検証は浜松市障がい者自立支援協議会に位置付けた地域生活支援拠点等検証委員会及び検討会にて実施する。同協議会全体会に定期的に体制整備状況を報告・提案し各立場からの助言を受けて改善を図る。
- ⑧ 個人への支援体制のフィードバックを行う。
- ⑨ ノウハウを活かしたオリジナルの支援体制整備を推進する。

○浜松市における地域生活支援拠点の位置付け

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図るとされました。「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」

(R6. 3. 29付け障障発0329第1号)において、市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、「事前協議 → 市町村への届出 → 市町村からの通知」といった手順を経ることが基本とされました。

令和6年度より、浜松市でも地域生活支援拠点等検討会を事前協議の場として位置づけ、地域生活支援拠点を担っていただく予定の事業所と事前協議を行い、地域生活支援拠点としての役割や連携方法、課題等を協議し、地域生活支援拠点として登録と届出を行うことで、体制整備を進めていきます。



### 3 様式・記載例

#### (1) 地域体制強化共同支援会議

#### 地域体制強化共同支援 記録表

##### 【基本情報】

報告先のエリア連絡会名：			
報告年月日：	令和	年	月 日
共同支援に係る会議（共同支援会議）の開催年月日・開催時間・開催場所			
開催年月日：	令和	年	月 日
開催時間：	:	~	:
開催場所：			
担当計画相談事業所名：			
担当相談支援専門員名（氏名）：			
連絡先：			

##### 【利用者情報】

フリガナ			
利用者氏名			性別：
生年月日	年	月	日（ 歳 ）
障害種別・診断名			
手帳の有無		支援区分	
利用サービス			
家族構成	社会関係図		

##### 【共同支援会議開催の目的・出席者】

会議開催の目的			
会議の出席者	所属名	職種	氏名

【共同支援会議の具体的な内容】

①利用者の支援の経過	
②利用者の支援上の課題	
③②の課題への対応策	
④地域課題・ニーズの現状	
⑤エリア連絡会への提案等	

※以下、エリア事務局が記載

【エリア事務局会議の具体的な内容】

①検討内容 (エリア連絡会部会等での 協議内容についても記載)	
②エリア連絡会全体会への 提案等 (残された課題)	

【エリア連絡会全体会の具体的な内容】

①検討内容	
②協議会企画会議への提案 等 (残された課題)	

【協議会企画会議の具体的な内容】

①検討内容	
専門部会化の有無	



## 地域体制強化共同支援 記録表

### 【基本情報】

報告先のエリア連絡会名：	浜松市東障がい者相談支援センター		
報告年月日：	令和 2 年 8 月 28 日		
共同支援に係る会議（共同支援会議）の開催年月日・開催時間・開催場所			
開催年月日：	令和 2 年 8 月 15 日		
開催時間：	10 : 00 ~ 11 : 30		
開催場所：	東区役所		
担当計画相談事業所名：	相談支援事業所●●●●		
担当相談支援専門員名（氏名）：	●●●●		
連絡先：	053-×××-××××		

### 【利用者情報】

フリガナ	ハマツ タロウ		
利用者氏名	浜松 太郎	性別：	男
生年月日	昭和 30 年 9 月 7 日（64 歳）		
障害種別・診断名	アルツハイマー型認知症		
手帳の有無・種類	有・精神 2 級	支援区分	支援区分 2
利用サービス	有料老人ホーム（要介護 2）		
家族構成		社会関係図	

### 【共同支援会議開催の目的・出席者】

会議開催の目的	有料老人ホームに入居中。日中に行動障害（徘徊）が現れる本人が利用できる社会資源について		
会議の出席者	所属名	職種	氏名
	浜松市東障がい者相談支援センター	相談員	●●●●
	相談支援事業所●●●●	相談支援専門員	●●●●
	生活介護事業所●●●●	サービス管理責任者	●●●●
	有料老人ホーム●●●●	施設長	●●●●
	居宅介護支援事業所●●●●	ケアマネージャー	●●●●
	東区社会福祉課	グループ長	●●●●

【共同支援会議の具体的な内容】

①利用者の支援の経過	本人の行動障害（徘徊）への対応として、デイサービスへの通所を行ったがプログラムが本人に合わなく、空き時間に無断外出があった。生活介護事業所の利用も行ったが、障害福祉サービス事業所での認知症者への対応が難しく、1ヶ月で利用中止となった。
②利用者の支援上の課題	【課題①】本人の手持ち無沙汰が行動障害につながっている。 【課題②】64歳で認知症があるものの、デイサービスのプログラムでは、手持ち無沙汰がある。障害福祉サービスの利用も可能だが、認知症のある本人への支援が困難。
③②の課題への対応策	【課題①】本人の行動が「目的の無い徘徊」なのか、「目的をもった散歩」なのかのアセスメントが不十分と思われる。移動支援もしくは訪問看護を利用し、行動障害時のアセスメントを深めることで行動面の変化が生まれる可能性がある。本対応策については、支援に反映させる。 【課題②】認知症への対応と、創作活動プログラムが充実した通所事業所（共生型事業所）が必要ではないか。
④地域課題・ニーズの現状	浜松市内に課題②のニーズを満たす共生型事業所が1カ所あるものの、本人の住む有料老人ホームへは送迎の範囲外。東エリア内で共生型事業所が開所できると良い。
⑤エリア連絡会への提案等	本人へは認知症症状への支援が必要となるため、認知症ケアの基盤があるデイサービスでの生活介護の指定（共生型）が東区内で行えないか。

※以下、エリア事務局が記載

【エリア事務局会議の具体的な内容】

①検討内容 （エリア連絡会部会等での協議内容についても記載）	エリア連絡会で課題検討結果について共有し、全体会で短期型課題検討部会の設置について承認を得る。当該部会にはデイサービスを運営するA事業所を構成員として選出。A事業所も共生型の運営に前向きであり、1年後の運営に向けて法人として動き出す。その間の本人の通所先として、区内生活介護事業所の協力を受け、創作活動ノウハウの共有を得ながらA事業所の利用を行うこととなる。
②エリア連絡会全体会への提案等 （残された課題）	上記検討結果をエリア連絡会での課題解決事例としてエリア連絡会全体会へ報告することとなる。

【エリア連絡会全体会の具体的な内容】

①検討内容	検討なし
②協議会企画会議への提案等 （残された課題）	エリア連絡会での課題解決事例として協議会企画会議へ報告することとなる。

【協議会企画会議の具体的な内容】

①検討内容	エリア連絡会での課題解決事例として、他エリア連絡会と共有を図る。
専門部会化の有無	無

## (2) 浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業

第1号様式 (第7条関係)

浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業利用申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

### 1 申請内容

申請者	フリガナ		生年月日	性別
	氏名		年 月 日 (満 歳)	男・女
	住所	<small>※署名または記名押印をしてください</small> (〒 - ) 電話番号 ( )		
障害の状況				
現在の状況	<input type="checkbox"/> 家族と同居中 <input type="checkbox"/> グループホーム入居中 (施設名: ) <input type="checkbox"/> 入所中 (施設名: ) <input type="checkbox"/> 入院中 (医療機関名: 傷病名: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
緊急連絡先 (家族・親族等)	フリガナ		本人との関係	
	氏名			
	住所	(〒 - ) 電話番号 ( )		
利用予定期間	泊 日			

### 2 同意事項 (□欄にチェックしてください。)

- 浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業の利用決定のため、私の住民登録情報、その他について、各関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。
- 浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業の利用に係る事後調査へ協力します。
- 事業に係る経費のうち、食費や必要物品、物損等で利用施設から別途請求(通常利用料金以外)があったものの実費を負担することを承諾します。

市税納付確認同意書

年 月 日

（あて先） 浜松市長

浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業実施要綱第6条第1項の規定により、市において市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

<障がい者ひとり暮らし体験支援事業利用申請者>

住 所	浜松市 区
氏 名	
生年月日	年 月 日 生

ひとり暮らし体験利用 意向確認書				
申込日 年 月 日				
フリガナ				
氏名				
生年月日	年齢	性別	男 女	
住所				
TEL				
担当相談員	所属機関			
利用目的及び 体験したい内容				
希望する利用期間 (最大8日間)	日間 ( )			
	<input type="checkbox"/> 月 日～ 月 日 の間で実施したい <input type="checkbox"/> いつでも可			
日中過ごす場所	<input type="checkbox"/> 普段と同じ通所・通勤先 <input type="checkbox"/> 協力事業所への通所 (事業所名)			
	<small>※協力事業所への通所の場合は希望する事業所名を記入</small> (通所・通勤方法)			
体験居室での 支援内容	居宅介護	利用希望	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
		事業所名		
	訪問看護	利用希望	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
		事業所名		
地区社協家事支援	利用希望	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
緊急連絡先				
氏名 (または事業所名)	本人との関係			
連絡先電話番号				
緊急時対応方法				

ひとり暮らし体験利用 意向確認書				
申込日 令和2年 6月 29日				
フリガナ	ハママツ タロウ			
氏名	浜松 太郎			
生年月日	昭和●●年●月●日	年齢	●●歳	性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
住所	浜松●区●●町●●●番地			
TEL	(053) 123-4567			
担当相談員	鈴木●●	所属機関	精神科 ●●病院	
利用目的及び体験したい内容	<p>実家で両親と暮らしていたが、父親との折り合いが悪く症状増悪にて精神科への入退院を繰り返している。本人はIADLが高く単身生活への移行を検討したいものの、これまでに経験もないことから決断できずにいる。体験利用では1週間程度と長めの期間にてこれまで経験のない食事確保・洗濯・金銭管理を体験し、日中活動のイメージを持ちながら生活リズムを維持できるか確認をしていきたい。特に本人との振り返りを重視し、意向確認をしていきたい。</p>			
希望する利用期間 (最大8日間)	7 日間 ( 7日間連続で利用 ) <input type="checkbox"/> 月 日 ~ 月 日 の間で実施したい <input checked="" type="checkbox"/> いつでも可			
日中過ごす場所	<input type="checkbox"/> 普段と同じ通所・通勤先 <input checked="" type="checkbox"/> 協力事業所への通所 (事業所名) ●●事業所 (就労移行) ※協力事業所への通所の場合は希望する事業所名を記入 (通所・通勤方法) 徒歩にて通所			
体験居室での 支援内容	居宅介護	利用希望	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	訪問看護	事業所名		
		利用希望	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
地区社協家事支援	事業所名	精神科 ●●病院		
地区社協家事支援	利用希望	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
緊急連絡先				
氏名 (または事業所名)	精神科 ●●病院 ▲▲病棟	本人との関係	入院中医療機関	
連絡先電話番号	(053) 123-4567			
緊急時対応方法	病棟へ連絡→病棟より家族へ連絡→病院へ帰院			

浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業評価書

利用者氏名 \_\_\_\_\_

1 利用期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

2 利用施設 \_\_\_\_\_

3 本人評価欄

- (1) 睡眠 十分眠れた あまり眠れなかった ほとんど眠れなかった
- (2) 食事 十分に摂れた あまり摂れなかった ほとんど摂れなかった
- (3) 服薬 自己管理できた 一部できた ほとんどできなかった なし
- (4) 生活リズム 維持できた 生活リズムが崩れた
- (5) 通所・通勤 時間どおりにできた 時間どおりではないができた できなかった
- (6) 支援者の協力 十分 ほぼ十分 どちらでもない やや不十分 不十分
- (7) 体験利用の感想 満足 やや満足 どちらでもない やや不満 不満
- (8) 今後の意向 ひとり暮らしをしたい ひとり暮らしをしない

感想
----

4 委託事業者評価欄

体験利用中の様子・評価
-------------

ひとり暮らし体験支援事業 経過報告書	
	提出年月日
利用者氏名	
報告者氏名	報告者所属
1. 報告時期	
6ヶ月後      ・      1年後	
2. 支援経過・現在の状況	
3. 今後の動き	
4. 本人以外（家族、関係者など）の変化	



ひとり暮らし体験支援事業 経過報告書	
	提出年月日 <span style="float: right;">令和4年4月1日</span>
利用者氏名	
報告者氏名	報告者所属
1. 報告時期	
6か月後	・ 1年後
2. 支援経過・現在の状況	
<p>記載例：</p> <p>本人・家族と面談を実施し、希望の間取り、家賃、立地を確認。確認した内容をもとに不動産会社へ問い合わせを行った。条件に合う物件を3箇所紹介されたため、後日、本人・家族とともに内覧を実施予定。また、就労収入以外の経済基盤を整えるため、障害基礎年金の申請を実施した。さらに、一人暮らしを行うにあたっては、居宅介護（家事支援）を利用したいという希望があるため、必要な支援の洗い出しと居宅介護事業所との契約を実施予定である。</p>	
3. 今後の動き	
<p>記載例：</p> <p>障害基礎年金の支給開始が、令和4年6月以降の見込みであるため、支給開始となり次第、速やかに一人暮らしが開始できるようにアパートの契約・引っ越し等の調整を行う。また、ひとり暮らし体験を経て以降、本人は自宅でも家事（炊飯・掃除）を自分の仕事として積極的に行っているため、定期訪問を継続しながら自宅内での取り組みも評価していきたい。</p>	
4. 本人以外（家族、関係者など）の変化	
<p>記載例①：</p> <p>ひとり暮らし体験実施前は、本人の一人暮らしに対し、家族は消極的な姿勢であった。体験を経て自宅内での家事（炊飯・掃除）を積極的に行うようになったことで、本人の成長に喜びを感じ、一人暮らしの応援をしてくれるようになった。</p> <p>記載例②：</p> <p>ひとり暮らし体験実施前は、本人の一人暮らしに対し、病棟スタッフから懐疑的な意見も多かった。体験を通して、スタッフ自身も支援に携わることで意識の変化が生じ、退院支援に向けての勉強会を企画するようになった。さらに、他入院者も一人暮らしに向けて準備をしている本人に触発され、「退院したい」「一人暮らしに挑戦したい」との言葉も聞かれている。</p>	

### (3) 浜松市障がい者緊急時対応事業

第1号様式

浜松市障がい者緊急時対応事業登録書			
(あて先) 浜松市長		次のとおり申請します。	
		(新規・変更・廃止) 令和 年 月 日作成	
対象者	ふりがな	男 ・ 女	届け出日
	氏名		生年月日 ( 歳 )
	住所		電話番号
緊急が想定される事象		緊急時における支援内容	
緊急時の連絡体制 (優先順位)		①	
		②	
		③	
緊急連絡先 (家族・親族)	氏名	対象者との続柄 [ ]	
	住所 〒	電話番号	携帯
①登録書の内容について、浜松市障がい者基幹相談支援センター及び緊急時における支援に関連する福祉サービス事業者に提供することに同意します。			
氏名		代筆者 (続柄) ( )	
②添付書類			
・計画相談の様式 別紙1 (基本情報) ・別紙2 (週間計画) ・別紙3 (ADL) の写し			
・短期入所の支給決定がわかる受給者証の写し			

第1号様式

浜松市障がい者緊急時対応事業登録書

(新規・変更・廃止)

令和〇〇年〇〇月〇〇日作成

(あて先) 浜松市長 次のおと申します。

届け出し日

対象者	ふりがな 氏名	きかん ぼう 基幹 坊	性別	男・女	生年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ( 〇〇歳)
	住所	〒432-8023 浜松市中区鳴江町〇〇番地 〇〇〇室		電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

緊急時における支援内容

【状態の確認】

パニックになっているときは頓服を服用する。頓服はリビングの引き出しに入っている。

例) 父親が救急搬送され入院したが単身で過ごすことが困難

【宿泊先の確保】 短期入所を調整する。①〇〇事業所 (〇〇〇-〇〇〇〇) ②△△事業所 (〇〇〇-〇〇〇〇)。①②で受け入れできない場合には③××事業所 (5法人)。

【移送】

姉が移送できないときは基幹相談の相談員2名にて移送する。

緊急時の連絡体制 (優先順位)	① 姉 (基幹良代) 様	△△△-〇〇〇〇	携帯	090-△△△△△-〇〇〇〇〇〇
	② 計画相談支援事業所	日中 △△△-〇〇〇〇	夜間	090-〇〇〇〇-△△△△△
	③ 基幹相談支援センター	日中〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	夜間	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

緊急連絡先 (家族・親族)	氏名	基幹 良代	対象者との続柄	[ 姉 ]
	住所	〒 432-8023 浜松市中区鳴江	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇 携帯 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

①登録書の内容について、浜松市障がい者基幹相談支援センター及び緊急時における支援に関連する福祉サービス事業者に提供することに同意します。

氏 名 基幹 坊 代筆者(続柄) 基幹 良代 ( 姉 )

②添付書類

- ・計画相談の様式 別紙1 (基本情報) ・別紙2 (週間計画) ・別紙3 (ADL) の写し
- ・短期入所の支給決定がわかる受給者証の写し



令和6年11月 作成

浜松市